

登録教習機関の業務廃止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第77条第3項において準用する労働安全衛生法第49条の規定による届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び登録及び指定に関する省令(昭和47年労働省令第44号)第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	建設業労働災害防止協会
登録教習機関の住所	東京都港区芝五丁目35番2号
代表者職氏名	会長 今井 雅則
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	建設業労働災害防止協会岩手県支部 岩手県盛岡市松尾町17番9号
廃止しようとする技能講習及び登録番号	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習 61-1169・1 ずい道等の覆工作業主任者技能講習 61-1169・2
廃止年月日	令和6年3月31日

令和6年2月29日

岩手労働局長